

平成28年4月1日から制度改正されました!!

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか?

「年金だけでは不十分で不安」
「自分で積み増しするには？」
そんな時に!!

ゆとりある老後に…

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

制度改正でより便利に、より有利になりました。

制度の特長

本制度は、小規模企業共済法に基づき、国がつくった「経営者の退職金制度」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。

1 全国133万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約133万人が加入しています。(H29.3末現在)

2 掛け金は全額所得控除

掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

例えば、毎月の掛金を3万円とした課税対象所得400万円の方の場合は、年間約11万円の方の節税になります。

退職所得控除だと勤続年数(共済では契約年数)×40万円が非課税になります(20年を超える分は年70万円)。

加入できるのは…

常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等の役員の方が対象です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

国がつくった
経営者のための
退職金制度です!

[すでに本制度に加入されている方は…]

掛金月額1,000円~70,000円の範囲内で自由に設定できます(500円きざみ)。

共済制度の運営機関



中小機構

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

お申し込み・お問い合わせは…

丸亀商工会議所

TEL0877-22-2371
FAX0877-22-2859

共済キャラクター
きょうこちゃん

当所では、会員数の増強に努めています。
お知り合いでまだ商工会議所の会員になっていない方がございましたら、ぜひご紹介ください。